

## 事業再生・債権管理

Restructuring, Rehabilitation and Debt Management

# Newsletter

〈2022年10月号〉

### 目次

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら

✉ [【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】](#)

- 1 | 販売先破産時の納入商品の取り戻しについて  
～令和3年8月18日徳島地裁判決～



- 2 | 他の連帯債務者との関係で債務が消滅した場合における、  
既になされた弁済の「法律上の原因」の有無  
～大阪地裁令和3年9月16日判決にみる弁済後の不当利得返還請求の可否～



## 販売先破産時の納入商品の取り戻しについて ～令和3年8月18日徳島地裁判決～

大江祥雅  
Yoshimasa Oe

PROFILEはこちら

### 第1 はじめに

ビジネスにおいて商品を販売する上で、販売先が倒産してしまうリスクは常にあります。商品を納入したものの、販売先から突然、弁護士名義で「事業継続が困難となったので、破産します。」というような書面(受任通知)が送られて来た経験を持つ方もおられるのではないのでしょうか。

もしそのような書面が来る直前に商品を納入していれば、納入業者の担当者としてはなんとか当該商品を取り戻したいと考えられると思います。この点、幸い納入業者が、破産予定の会社から納入した商品を取り戻すことができた一方、商品を返品した破産予定会社の代理人弁護士が、後日、破産管財人から、そのような返品は許されないとして損害賠償を請求された事案があります。破産予定の会社から納入商品を取り戻すことは容易ではありませんが、その背景を理解する一助になると思い、以下、令和3年8月18日徳島地裁判決(金融・商事判例1634号20頁。以下「本判決」といいます。)をご紹介します。

### 第2 事案の概要

- ① 株式会社A、有限会社B及び株式会社C(3社合わせて、以下「各破産会社」といいます。)は、酒や食品の小売店を経営するグループ会社です。
- ② 被告ら弁護士Y1及びY2(2者合わせて、以下「被告ら」といいます。)は、令和2年1月30日までに、各破産会社から破産手続開始の申立て等を受任しました。
- ③ 令和2年1月30日、被告らは、各破産会社の債権者らに受任通知を発送しました。
- ④ 被告らは、納入業者から取り込み詐欺であるなどと抗議

を受けたことから、令和2年1月29日及び同月30日に納入された酒類商品については例外的に返品に応じる旨を通知し、同年2月15日から同年3月13日にかけて、各破産会社の元従業員らに作業をさせて返品しました。

- ⑤ 当該返品作業について、元従業員らに対し、各破産会社から賃金が支払われました。
- ⑥ 各破産会社は、令和2年3月2日、破産手続開始を申し立てました。
- ⑦ 各破産会社は、令和2年3月26日、破産手続開始決定を受け、原告が破産管財人として選任されました。

### 第3 原告の主張

破産管財人である原告は、納入商品を一部返品した被告らに対し、次のような主張をしました。

- ① 被告らは、各破産会社が破産状態にあることを知りながら、その在庫商品を返品し、各破産会社の責任財産を減少させ、故意に各破産会社の総債権者が有する債権の満足を得ることを阻害した。
- ② 被告らの返品は、財産散逸防止義務違反であり、総債権者に対する不法行為を構成する。
- ③ 各破産会社の総債権者が被告らに対して有する損害賠償請求権は破産財団に属し、破産管財人である原告は、破産財団を管理するものとして、又は総債権者の任意的訴訟担当として、総債権者の損害賠償請求権を行使することができる。
- ④ 被告らは、返品により、仕入値相当額(合計約3460万円)の損害を与えた。

- ⑤ 被告らは、返品作業に関する賃金(合計約80万円)の損害を与えた。

#### 第4 被告らの反論

上記第3のような原告の主張に対し、被告らは、次のように反論しました。

- ① 原告は、不法行為の相手方である各破産会社の総債権者が誰であるのかについて何ら主張、立証しておらず、主張自体失当である。また、債権侵害による不法行為の成立要件の主張、立証も欠く。
- ② 仮に債権侵害による不法行為が成立するとしても、その主体は各破産会社の個々の債権者であり、その損害賠償請求権を破産管財人である原告が行使し得る根拠はない。
- ③ 破産管財人が任意的訴訟担当として債権者の損害賠償請求権を行使し得ると解することもできない。
- ④ 返品対象商品は酒類で、酒税法の規制を受けるので、換価するとしても仕入値より著しく低廉な金額にしかならず、仕入値相当の損害額は生じない。
- ⑤ 返品は合理的かつ相当であり、賃金の支払いによって損害は生じない。

#### 第5 本判決の要旨

本件について、裁判所は次のように判示し、原告の請求を認めませんでした。

- ① 原告が本件において行使する不法行為に基づく損害賠償請求権は、債権者らに損害が生じたことを原因として発生したものであるというのであって、各破産会社に属する請求権として発生したものではない。
- ② 各破産会社が破産手続開始決定時まで、債権者らから当該請求権を取得したことを基礎付ける具体的事実の主張もない。
- ③ 当該請求権が「破産者が破産手続開始の時ににおいて有

する一切の財産」であるとは言えないし、当該請求権が破産手続開始決定に伴って、当然に債権者らから各破産会社の破産財団に移転したというべき法的根拠もない。

- ④ 破産管財人に対し、破産債権者らから、その帰属する請求権を行使することについて授權があったということではできず、任意的訴訟担当の部分については原告適格を欠き不適法である。

#### 第6 検討

##### 1 総論

上記のとおり、本判決は、被告らの返品自体の妥当性については言及していないものの、破産管財人である原告からの、納入商品を一部返品した被告らに対する損害賠償請求を認めませんでした。この点だけを見ると、「破産予定会社の代理人弁護士は、納入商品を返品しても破産管財人との関係で損害賠償義務を負わないのだから、仮に当社の販売先から突然破産しますと通知が来たら、納入商品を返品してくださいと、販売先の代理人弁護士に交渉すれば良い。」と考えてしまうかもしれません。

しかし、やはり実務上、破産申立を受任した代理人弁護士は、以下に記載する理由から、原則として返品はしないと考えられます。

##### 2 動産売買先取特権と返品の妥当性について

納入業者が動産を販売した場合、納入業者は、当該納入商品について、動産売買先取特権を有します。

動産売買先取特権とは、売買代金およびその利息に関し、売買目的物である動産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいい(民法303条、311条5号、321条)、契約で売主が動産売買先取特権を有すると定める必要はなく、動産の売主であれば、民法に基づいて先取特権を有することになります。動産売買先取特権を有していると、売

主は、買主が保管している対象動産(商品)を競売して、競売代金から優先的に債権回収を図ることができます。

この点、販売代金の支払を受けることができていない納入業者は、このような動産売買先取特権を有するのですから、その権利行使を任意に認めるものとして、破産申立を受任した代理人弁護士が納入商品を返品しても問題ないのではないか、とも思われます。

しかし、破産管財人が動産売買先取特権の対象商品を売却し、その代金を破産財団に帰属させて破産債権者に配当するなどしても、不法行為にはならないとした裁判例があり(名古屋地判昭和61年11月17日判タ627号210頁)、動産売買先取特権の対象商品を返品せずに売却することで破産財団の増大を図ることができる(総破産債権者への配当財源を増やすことができる)ことから、通常、破産申立を受任した代理人弁護士や破産管財人は、商品の任意での返還には応じません。実務上、動産売買先取特権が主張される・行使されることが比較的少ないということも影響していると思われます。

### 3 本判決の事案における事情の推察

本判決には記載されていないため、推察するしかありませんが、被告らは、破産申立を受任した代理人弁護士は任意で返品しないという通常の実務を理解していたのではないかと思います。

しかし、破産する旨を知らせる受任通知を発送した正に当日、及び前日に商品の納入を受けており、納入業者から取り込み詐欺であるなどと抗議を受けたことから悩み、受任通知を発送した当日及び前日に納入された商品に限って、例外的に返品を認めたのではないかと想像します。

一方、破産管財人である原告としては、例外的・限定的であっても、通常返品しないものを返品したことはやはり問題であると考え、被告らに対して訴訟を提起してまで損害賠償を求めたのではないかと思います。

### 4 考察

本判決では破産予定会社の代理人弁護士である被告らの責任は否定されたものの、破産予定会社の代理人弁護士としては、限定的なものであっても返品をすると破産管財人からクレームを受けるおそれがあると考えざるを得ず、やはり原則として返品をしないという実務を維持すると思われます。

納入業者としては、そうだとでも返品を希望するのが当然であり、破産予定会社の代理人弁護士や破産管財人に返品をお願いすることに問題はありません。特に破産予定会社が受任通知を出す直前に納入した商品については、破産予定会社が破産の可能性や予定を認識しつつ発注していた可能性もありますので、破産予定会社の代理人弁護士と事実関係・時系列を確認することで、返品について理解を得られる可能性もあります。ただし、返品の実現が容易ではないことはご承知おきいただければと思います。

なお、破産予定会社の代理人弁護士や破産管財人から任意での返品を受けられない場合、納入業者としては動産売買先取特権の行使を検討することになりますが、動産売買先取特権を行使するには、販売代金を受領できていない取引に基づいて納入した商品は、まさにこれであると特定する必要があります。例えば破産会社の倉庫の、この棚のここからここまでに置かれているものが対象の商品であると特定する必要があります。破産前後に納入商品が移動されるなどしてこの特定が困難になってしまうと、後日動産売買先取特権を行使しようと思っても失敗してしまうおそれがあります。納入業者としては、返品を受けることができないとしても、破産予定会社の代理人弁護士や破産管財人に、「この商品は、何月何日に誰から納入されたものである、とラベルを貼ってください。」などと依頼して、特定できるようにしておくことは有益と考えます。

そして、破産予定会社の代理人弁護士や破産管財人と、上記のような交渉が上手く行かない場合は、早期に動産売買先取特権を行使することも選択肢です。

動産売買先取特権の行使については、筆者が、「事業再生・

債権管理Newsletter 2019年8月号で「商品を売却したが、買主が破産するときの債権回収 ～動産売買先取特権の具体例～」という記事を書いておりますので、ご興味がおありの

方は参考になさってください。実際に行使する場合は、行使の可否や実効性など諸々の検討が必要であり、専門的ですので、弁護士にご相談ください。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



[【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】](#)

他の連帯債務者との関係で債務が消滅した場合における、  
既になされた弁済の「法律上の原因」の有無  
～大阪地裁令和3年9月16日判決にみる弁済後の不当利得返還請求の可否～

立村達哉  
Tatsuya Tachimura  
PROFILEはこちら



## 第1 はじめに

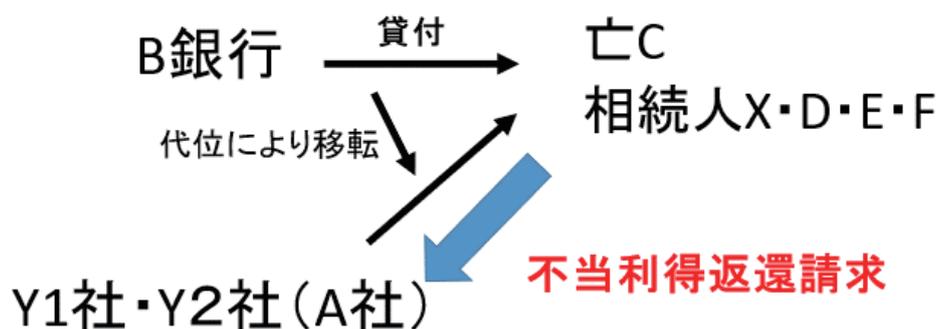
「法律上の原因」がない経済的利益の移転が生じた場合、当該経済的利益の移転によって損失を被った者から、利益を受けた者に対して、不当利得返還請求がなされることがあります(民法703条)。そして、債務が弁済された後においても、原因行為となった契約が存在しなかったとされた場合などには、当該弁済には「法律上の原因」がないことになり、不当利得返還請求が認められることがあります。

今回ご紹介する裁判例は、連帯債務者のうち1名が弁済を行った後、他の連帯債務者について当該貸金債権の消滅時効が援用された場合において、当該弁済は消滅した債権に対する弁済、すなわち「法律上の原因」のない行為として、弁済

者から債権者に対する不当利得返還請求権が認められるかについて具体的な判断がなされました。

## 第2 事案の概要

本件裁判例の事案の概要は、債務者の相続人であるXが、貸金債権の債権者に対し自らの法定相続分を超える額(以下、自らの法定相続分と支払った額の差額を「超過額」という。)を支払った後に、他の相続人について当該貸金債権の消滅時効が完成したため、超過額の支払は存在しない債権に対する弁済であったとして、債権者に対し、不当利得返還請求権に基づき、超過額の返還を求めたというものです。



## 1 当事者

B銀行: Cに対して金銭の貸付を行っていた銀行。

C: 原告Xの父。

X: 本件における原告。

D、E、F: 原告Xの親族。

A社: B銀行にCの債務の代位弁済を行った会社。

Y1社: 債権回収会社。

Y2社: 平成28年4月にA社を合併した会社。

## 2 時系列

- ① 平成11年6月:B銀行が原告Xの父Cに対して貸付を行う。
- ② 平成17年12月:Cが死亡。なお、当時の貸金債務の残高は約300万円。  
Cの妻であるDの相続分は2分の1(約150万円)。Cの子であるX、E、Fの相続分は6分の1(約50万円)ずつ。
- ③ 平成20年7月:A社が、B銀行に対して、上記貸金債務約300万円を代位弁済し、原告X、D、E、Fらに対する求償権を取得した。
- ④ 平成20年8月から平成27年9月:原告XがA社に対して、おおむね1か月に1回の頻度で1~3万円ずつ合計145万円を支払った。この間、A社は、原告Xに対して債務引受契約書にXを含む相続人全員の署名押印するよう依頼していたが、Dらの協力を得られず、債務引受契約書は締結されなかった。
- ⑤ 平成27年2月:A社は、Y1社に対して、上記貸金債権の残額部分約165万円を譲渡した。
- ⑥ 平成28年4月:Y2社が、A社と合併した。
- ⑦ 令和元年8月:D、E、Fが、Y1社に対して、消滅時効を援用する旨の意思表示をした。

## 第3 争点

上記のとおり、原告Xは、Y社らに対し、不当利得返還請求を求めました。

そもそも、不当利得返還請求とは、法律上の原因がない利得が生じた場合に、利得を得た者に対して、その利得によって損失を被った者に利得を返還する義務を負わせ、両者の間の財産上の公平を回復しようとする制度です<sup>1</sup>。

同請求が認められるためには、利得に「法律上の原因」がないことが要件として求められるところ、本件では、「法律上の原因」の存否に関して以下に記載する点が争点となりました。

1: 我妻=有泉ほか『我妻・有泉コンメンタール民法(第8版)』1455頁(日本評論社、令和4年)

## 1 原告XとA社との間で併存的債務引受契約が成立するか

相続債務は、通常、各相続人が相続分に応じて相続することになります。本来であれば、原告Xが自己の法定相続分を超えてなされた弁済は、「法律上の原因」がないままなされたものと評価されてしまうおそれがあります。そこで、Y社らは、原告Xの弁済のうち超過部分について、原告XがD、E及びFの債務について並存的債務引受を行い、自己の債務として弁済を行っていたことを主張しました。

一方、原告Xは、A社に対し、分割払を申し出たのみであり、Dらの債務を負担する趣旨の申入れはしていないため、自己の相続分である6分の1を超えた部分の弁済について「法律上の原因」がないと主張しました。

## 2 Dらによる消滅時効の援用によって、原告Xが引き受けたDらの債務についての弁済の効果は遡及的に消滅するか

原告Xは、上記1について仮にA社との間で併存的債務引受契約が成立するとしても、消滅時効の遡及効(民法144条)及び連帯債務者間における消滅時効の絶対効(平成29年法律第44号による改正前の民法439条)を根拠に、原告Xがした弁済のうち原告Xの負担部分を超えるDらの求償債務にかかる弁済は、その後に完成したDらの求償債務についての消滅時効の援用の結果、遡及的に消滅し、存在しない債権に対する弁済となり「法律上の原因」を欠くと主張しました。

## 第4 争点についての裁判所の判断

### 1 原告XとA社との間で併存的債務引受が成立するかについて

裁判所は、原告Xが、約7年にわたって、債務引受契約書に記載された債務の履行として、その記載に従って本件支払をし、この間、同契約書の内容に異議を述べることがなかったこ

とを考慮し、原告XとA社の間に、同契約書に記載された内容の本件債務引受契約が黙示に成立したと認定しました。

なお、原告Xは、Cの法定相続人全員が署名押印した同契約書がA社に返送されなかった点を主張しましたが、裁判所は、併存的債務引受契約が成立するために債務者全員の合意までは不要であり、債権者と引受人となる者の同契約が成立すれば足り、その契約が書面によることも求められていないことを理由に、同契約書に署名押印がないまま、債務引受の事実を肯定しました。

## 2 Dらによる消滅時効の援用によって、原告Xが引き受けたDらの債務に対する弁済の効果は遡及的に消滅するかについて

裁判所は、まず、平成29年法律第44号による改正前の民法(以下「改正前民法」という。)439条<sup>2</sup>は、消滅時効を援用した債務者の負担部分の限度で当該債務者以外の債務者にも時効完成の効力が及び、その限りにおいて未履行債権について債権者に対する支払義務を免れることを規定したものであると指摘しました。その上で、消滅時効完成前に原告Xによって弁済された債務(原告Xが引き受けたDらの債務を含む。)は、同弁済によって既に消滅している以上、弁済後、債権者に対する支払義務が観念できないとし、改正前民法439条を根拠に、既になされた弁済の効果が否定されることはないと判示しました。

## 第5 検討

### 1 争点1(併存的債務引受の成立)について

裁判所は、原告Xによる(併存的)債務引受の成否について、上記のとおり、未だ債務引受契約書に署名押印していなかったという原告Xの主張を退けました。

裁判所は、上記認定を行うに当たって、債務引受についての動機、従前の交渉経緯及び原告Xが自己の負担部分を越えた支払を行っていたこと等を加味して債務引受の事実を認定しています。

### 2 争点2(消滅時効の援用による弁済の効果の遡及消滅)について

一般論として、債務が弁済された後においても、原因行為となつた契約が存在しなかったとされた場合には、当該弁済には法律上の原因がないことになり、不当利得返還請求権が成立することがあります。そして、平成29年法律第44号による改正前の民法439条は、消滅時効の完成について絶対効を認めていたため、ある連帯債務者について消滅時効が完成すると、他の連帯債務者との間でも、当該連帯債務者の債務は時効により遡及的に消滅することになります。

本件において、原告Xは、原告Xがした弁済のうち原告Xの負担部分を越えるDらの求償債務にかかる弁済は、その後完成したDらの求償債務についての消滅時効の援用の結果、遡及的に消滅し、存在しない債務に対する弁済となり法律上の原因を欠くことになったと主張しました。

しかしながら、本件裁判例は、消滅時効完成前に弁済がなされた場合、当該弁済によって既に債務が消滅した以上、消滅時効の援用によって消滅すべき債務は観念できず、したがって、弁済の効果が遡及的に消滅することもないと判断を示したものと考えられます。このような点から、裁判所は、Dらによる消滅時効の援用によって、原告Xが引き受けたDらの債務にかかる弁済の効果は遡及的に消滅しないと判断したものであると思われ<sup>3</sup>。

なお、上記のように改正前民法439条が絶対効を認めていた一方、現行民法では連帯債務者の一人について生じた事由

2:改正前民法439条 連帯債務者の一人のために時効が完成したときは、その連帯債務者の負担部分については、他の連帯債務者も、その義務を免れる。

3:経済法令研究会「連帯債務者の一人が連帯債務を弁済した後別連帯債務者が消滅時効を援用したため、弁済をした連帯債務者が、債権者に対して、自己の負担部分を越えた支払いについては消滅時効の絶対効により債務が遡及的に消滅したとして求めた不当利得返還請求が棄却された事例」金判1639号30頁、31頁(令和4年)

は、他の連帯債務者に対してその効力を生じない旨規定されています(民法441条本文。相対的効力の原則)。もともと、同条ただし書においては、絶対的効力が生じる場合について規定されています。そのため、改正によって条文構造は変わったものの、現行民法が適用される事案でも本判決応用の状況は生じ得るといえ、現行民法下においても、本判決は参考になるものと考えられます。

## 第6 一歩進んだ検討(求償を受けた連帯債務者からの債権者に対する求償相当額の支払請求の可否)

上記の事案では、原告Xから連帯債務者であるD、E、Fに対する求償が行われていませんが、自己の財産をもって共同の免責を得た連帯債務者は、他の連帯債務者に求償をすることができる場合があります(民法442条1項)。本件裁判例も、「弁済債務者は、自己の負担部分を超えて共同の免責を得ることを待つまでもなく、共同の免責額について負担部分の割合で直ちに求償できる(大審院大正6年5月3日判決・民録2\_3輯863頁)…(中略)…から、原告は、本件弁済の都度、Dらに求償すれば足りたのであり、被告らに不当利得返還請求できなかつたとしても、何ら不公平な結果が生じる

わけではない」と判示し、連帯債務者に対して求償することができたことを、原告Xの請求が認められない根拠の一つとして言及しています。

ここで、本件裁判例が指摘するように、連帯債務者のうち1名が弁済を行った場合、他の連帯債務者が債権者との関係で消滅時効の援用をする前に、当該他の連帯債務者に対して、求償を求めることが考えられます。本件裁判例の事案に引き直し、XがY社らに対して300万円の債務を弁済した場合、Xはその後(Dが消滅時効を援用する前に)Dに対して150万円を求償したとします。この事例で、Dは、Xの求償に応じ150万円の支払を行った場合、債権者であるY社らに対して、消滅時効を援用の上、自己が負担することとなった求償金については時効により消滅しているため「法律上の原因」がないことを理由に、求償金相当額の支払を求めることを検討するかもしれません。

もともと、かかる請求を認めてしまえば、いたずらに求償の循環を生じさせてしまうことを防ぐため、この事案のDは、特約等のない限り、債権者であるY社らに対して、その求償相当額の支払を求めることができないと考えられています<sup>45</sup>。

4: 法制審議会民法(債権関係)部会「民法(債権関係)の改正に関する検討事項(3)詳細版」18頁(平成22年3月23日)  
(<https://www.moj.go.jp/content/000049086.pdf>)

5: 筒井=村松編著『一問一答民法(債権関係)改正』125頁(商事法務、平成30年)

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】